

佐賀県警察科学捜査研究所技術職員によるDNA型鑑定の不正行為に関する会長声明

2025年（令和7年）9月8日、佐賀県警察（以下「佐賀県警」という。）は記者会見において、科学捜査研究所に所属する技術職員が7年余りにわたりDNA型鑑定で実際は行っていない鑑定を行ったように装う等虚偽内容の書類を作成する等の不正行為（以下「本件不正行為」という。）を繰り返していたことを公表した。佐賀県警によると、本件不正行為は130件確認され、うち16件の鑑定結果は証拠として佐賀地方検察庁に送られていたとのことである。

我が国は、憲法第31条で適正手続を保障し、それに基づく刑事訴訟法において、事実認定は証拠に基づいて行うという証拠裁判主義が採用されているところ、証拠が適正であることは当然の前提である。偽造又は変造された証拠書類又は証拠物に基づき有罪判決がされた場合は、それ自体が再審事由となる（刑事訴訟法第435条第1号）。捜査機関による虚偽証拠の作出、顕出は憲法の保障する適正手続をないがしろにし、刑事訴訟法の目的である事案の真相を明らかにすることを妨げる行為であって、到底許されるものではない。特にDNA型鑑定を含む科学鑑定は高度の専門性と中立性が担保されているものとして、捜査及び公判の帰趨を決することも多く、刑事裁判の事実認定において重要な役割を果たしている。本件不正行為はかかる科学鑑定に対する信頼を根幹から揺るがすものであり、刑事司法に携わる弁護士会として断じて容認できない。

報道によると、佐賀県警は、本件不正行為すべてにつき捜査・公判への影響はなかったと説明した。これに対し、佐賀県議会において、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うことを含む内容の決議が全会一致で行われた。それにもかかわらず、なおも、佐賀県警は、新たに調査機関を設置することは考えていないと述べ、第三者による調査を実施しない態度に終始している。しかしながら、佐賀県警において各事件の被疑者、被告人及びそれらの弁護人であった者に対する調査は一切なされておらず、いわば身内だけで出された結論であり、公正及び透明性を欠いている。本件不正行為について、内部調査の結果のみでは、国民の刑事司法に対する信頼を回復することはできず、第三者により捜査・公判への影響の有無、程度等を検証することが不可欠である。この点、警察庁は、10月8日、佐賀県警に対する特別監察を開始したが、同じ警察組織による内部的な調査にとどまり、調査の公正や中立性、透明性が担保されるとはいえず、捜査の便宜等に偏ったものになってしまう疑念を拭えず、特別監察だけでは調査は不十分である。そこで、本件不正行為を防止できなかった原因の究明と徹底した再発防止策の策定・実施の

ため、佐賀県警に対し、本件不正行為を含む当該技術職員が関与したDNA型鑑定すべてについて、事案の詳細と再鑑定結果を含む調査結果の全部を公表し、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者機関による調査を実施することを強く求める。

また、本件不正行為は刑事司法の根幹を脅かす極めて重大かつ深刻な犯罪であり、7年余りもの間本件不正行為が看過されてきたことは、職員個人の問題にとどまらず、警察の組織的、構造的な問題としてとらえるべきである。よって、全国の都道府県警察においても、同様の不正行為の有無、同様の組織的、構造的な問題がないか確認を行うべきである。

2025年（令和7年）10月22日

長崎県弁護士会

会長 岡田 雄一郎